

一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事の石綿飛散防止対策が強化されました。

(石綿含有調査に関する主な流れ)

2021年4月から	解体工事または改修工事について、工事対象となる全ての部材について事前調査が必要となっています。事前調査は設計図書などの文書および目視によることが必要です。 調査結果の記録は3年間の保存が必要。調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすいところに掲示する必要があります。
2022年4月から	床面積80平方メートル以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事について、 <u>工事開始前に労働基準監督署への報告が必要</u> となりました。
2023年10月から	事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施することが必要となりました。⇒ <u>建築物石綿含有建材調査者の資格が必要</u> です！

この講習会は非常に人気が高く、一般の開催では予約が難しい講習になります。

兵庫県建設労働組合連合会では日本環境衛生センターと契約し、組合員に限定した講習会を下記の要領で開催いたします。

【日時】 2025年1月24日(金)・25日(土) 9時30分～18時00分

【場所】 姫路市勤労市民会館 [姫路市中地354番地]

【受講料】 49,500円(テキスト代・試験料を含みます) ※テキストは当日配布します

【受講資格】 裏面をご参照の上、確認してください

【定員】 40人 ※定員に達し次第、期限前でも締め切ります

【締切】 2025年1月10日(金)まで

【申込み】 必要書類をお伝えしますので、必ず事前に組合へご連絡ください

(受講資格)

番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業をおこなうものを除く）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
8	石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など、1～10に該当しない方はお問い合わせください。】		

- ◆ この講習は全建総連の組合員専用ですので、神戸土建の組合員以外は受講できません。
- ◆ 講習1週間前までに、兵庫県連から受講票が郵送されます。
- ◆ 2日目の講習終了後に修了試験があり、修了試験に不合格だった場合は再試験を受講しなければいけません。再試験の場合は追加で5,500円の費用が必要となりますので、ご了承ください。
- ◆ 現時点で再試験会場は未定ですが、他府県で実施される可能性もあります。
- ◆ 2023年10月からの届出については、パソコンやスマートフォンを使用するの届出がメインになります。パソコンやスマートフォンが苦手な方は、ご注意ください。